

審議会等会議録

| | |
|-------------|--|
| 審議会等の名称 | 令和 2 年度 第 2 回山口市就学援助制度適正化検討委員会 |
| 開催日時 | 令和 2 年 9 月 25 日 (木) 9 : 23 ~ 11 : 10 |
| 開催場所 | 山口市教育委員会 第 1 会議室 |
| 公開・部分公開の区分 | 公開 |
| 出席者 | 田畑雄紀、横山順一、金子順一、松原真奈美、米本律子、安光真裕美、増本好夫、重枝謙二、時乗順一郎 (9 人) 敬称省略、順不同 |
| 欠席者 | 0 (人) |
| 事務局 | 宮崎学校教育課長、原田副参事、田中主幹、渡辺主事、岩田主事 |
| 議題 | 1 就学援助制度の考察について 2 就学援助制度の考察における意見聴取について 3 今後の予定 |
| 就学援助の考察について | <p>次にに基づき以下のとおり進められた。</p> <p>〈会長〉 事務局側から「就学援助制度の考察について」資料の説明をお願いします。</p> <p>〈事務局〉 資料 1 は学校徴収金等の保護者の負担額と就学援助費を比較した表になります。この表には、実費負担となる給食費、修学旅行や校外活動費は含まれておりません。この保護者負担額は、各学校において算出したもので、学校徴収金以外の金額については、実状に沿ったものとは異なる部分もあるかと思いますが、学校徴収金とそれ以外という形で、学年ごとに金額を算出しています。右欄は今年度の就学援助費です。保護者負担額の小学 1 年生、中学 1 年生については、制服や体操服、ランドセル、通学かばんなどの購入がありますので、負担額が多くなっています。また、4 年生の額が大きくなっているのは、子どもの成長に伴って制服や体操服などの買い替えを加算しているためです。制服等を買替える学年については、子供の成長によって異なりますし、お友達から貰われることもあると思いますが、買い替えた場合の平均額を 4 年生に加算しています。新入学学用品費は、1 年生に国の補助金の予算単価を準用した額を支援しています。学用品費は、就学援助費よりも保護者負担の方が多くなっていますが、国の補助金の予算単価より 5 千円程度増額した額を設定しています。次に資料 2 は、文部科学省が隔年で実施される、平成 30 年度子供の学習費調査の結果です。こちらは小学校、中学校の公立と私立別に金額が示されており、このうち就学援助の対象費目は学校教育費と実費負担の学校給食費になります。全国的な傾向を見る参考資料としてお示ししています。</p> <p>次に、資料 3 には県内各市の支援内容をまとめています。学用品費、校外活動費、新入学学用品費、修学旅行費については、多くの市が国の要保護児童生徒援</p> |

助費補助金予算単価を準用しており、取り扱いがほぼ同じになっています。通学費の欄から下の費目は、市によって取り扱いが異なり、体育実技用具費や卒業アルバム代等が一部の市で支給されています。山口市は、新入学用品費、修学旅行費、校外活動費は国の補助単価を準用しており、学用品費は、保護者の負担額実態調査をもとに検討委員会において支給額が適正かどうか御検証いただき、学校や加入状況によって一律支給が難しいクラブ活動費やPTA会費等も考慮して学用品費を設定しています。国の補助基準や他市に比べて支給額は高くなっています。これらの資料を基に学用品費等が適正かどうか、御検証をお願いします。

次に、資料4に導入するA Iドリルのパンフレットを、資料5にその活用方法について(案)をお示ししています。まず、資料4、A Iドリルは、パソコン等の端末を使って解く学習ドリルのことですが、出題にあたっては児童生徒それぞれの学習進度に合わせて問題が出され、回答後は即時に自動採点されます。先生方は児童生徒の学習の進捗状況や理解度、どこを苦手としているかなど把握でき、子どもに合わせた指導に活用できるという利点があります。また、学年に関係なくチャレンジできる機能があるため、理解が不十分な内容については遡って学習することも、逆に予習的に先に進めて学習することも可能です。各学校へは最近導入されたばかりで、本格的に活用されるのはこれからになります。その活用方法は、学校では、授業での活用のほか、朝学やモジュール学習、放課後学習会等での活用、家庭では、通信環境や端末が整備されていれば自主学習として活用できます。また、新型コロナウイルス感染症対策での学校の臨時休業の際には、環境が整っていれば、このA Iドリルを活用した家庭学習の取り組みも一つの手段となります。児童生徒へ共通の宿題となると、通信環境や端末がない家庭では、紙ベースということになりますが、通信環境は整っているけれども保護者のいない日中に児童生徒が使う端末がないという家庭には、今年度、児童生徒1人1台端末の整備を市で進めていますので、納品された端末を貸与することも可能です。ただ通信環境整備は、あくまでも各家庭でしていただく必要があります。今後、I C Tを効果的に活用し、全ての子ども達の学びを保障する環境の実現に向けて、各御家庭での通信環境の整備について御協力をお願いしていく予定です。

資料6の令和2年度要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)予算単価及び国庫補助限度単価表は、オンライン通信費を含めた最新のものです。このオンライン通信費は、要保護世帯の方を対象に、国は1万円を上限として補助対象としており、補助対象となる経費は、このI C Tを通じた教育が、教育委員会等において正規の教材として指定するもの又は、正規の教材と同等と認められる場合という条件のもと、必要となる通信費とされています。対象経費には、通信機器の購入やレンタル費用も含めて、上限1万円が設定されています。県内各市のオンラインを活用した学習の取り組み及びその支援については、資料3の県内各市の就学援助支給品目等一覧表の項目2に、今後の予定を含めて各市の状況をまとめています。支援策については、山口市を除く12市のうち支給予定なしが7市、

検討中又は検討予定が4市、支給しているが1市で、この支給の算出根拠は、国の補助金の予算単価となっています。

次に、資料8に、各通信事業者の通信費(月額)をまとめています。契約パターンは色々ありますが、オンライン学習に必要な情報量から月額通信費を算出し、金額は税抜きで大体3千円から5千円程度となっています。

次に、資料9は、今回の検討項目の対象内容ではありませんが、1回目の検討委員会で、25年の改正前の旧生活保護基準を使い続けていることについて、指針的なものを決めた方が良いのではという御意見がありましたので、県内の各市の現状について、参考資料としてお示ししています。認定基準(太枠の左欄)は、山口市を除いて全ての市で1.3倍未満、認定基準額は、平成25年の改正前の基準額を使用している市は、山口市を除いて12市のうち6市、前年度の保護基準額を採用しているのが1市、未回答が1市で、残り4市は改正後の25年度または27年度の基準額で算出しています。国は改正にあたって生活保護の生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないような対応を求める通知を出しており、山口市は、これまで基準を変えずに改正前の保護基準額を認定の際に使っています。それから収入・所得の判定は、12市のうち収入、所得が半々の取り扱いとなっています。今回の検討項目ではありませんでしたが、次年度以降、検討委員会での検証項目とする必要があると考えています。

〈会長〉

AIドリルについて、既に学校へは導入済みとのことですので、学校での現状の活用について、もう少し詳細に御説明ください。

〈事務局〉

AIドリル・タブレットドリルは、8月末から9月初めに導入しており、指導主事から各学校へ解釈及び情報担当教員等へ活用方法や使い方について説明しています。各学校は、その説明を受け校内研修等実施し、また、各教員はドリルの活用の方向性を研修し、10月を目途に児童・生徒に活用を図っていこうと考えています。もうすでに研修が終わった学校では、児童・生徒が使用を始めており、ICTを活用した個別最適化の学習の進め方の一助になると考えています。端末は各学校に、3、4人に1台あります。それを活用し、クラウド上にあるAIドリルに子どもが自らのアカウントにより自分のタブレットで取り組む、または家庭環境が整っていれば家でも取り組めますので、将来的にはそういう活用もできるのではと考えています。学校での本格的な活用はこれからという状況です。

〈会長〉

事務局からの説明を受けて、本日のメインテーマとなるAIドリル、また、オンライン通信費の補助について、御意見等お願いします。

〈委員〉

本校では一昨日タブレットドリルの研修をし、いいものだという感じを得ました。その中で出た意見として、1人1台渡し、家に持ち帰って壊れた場合の弁償

や、中学生が小学校の内容を復習したいと思った場合、小学校のページに入っていけるのかなど話題となりました。

各家庭での通信環境に関する調査で、本校は約85%の家庭に通信環境が整備されているという回答がありましたが、端末が一家に1台で兄弟がいる場合は、端末を一人で自由に使用できないことも考えられるため、環境が整っているという割合は変わってくるかもしれないので、実際の割合はわかりません。

就学援助での通信費の補助で環境整備が行われたことの確認方法はどのようなのですか、環境整備以外の使用は目的外となります。給食費や学用品費は目的に沿って使用していると思いますが、別の食費などに変わっていても誰も確かめることができない中、1万円を支給することはいかがかという意見もあります。

〈委員〉

検討中の項目については、市教委もすぐに答えは出せない問題だと思いますが、修学旅行費の支給分は修学旅行費用として目的に沿って使用していますし、確かめてはいませんが、その他も大体目的に沿って使用していると思います。

〈会長〉

年額で1万円、月額千円で整備できるのか疑問がありますが、金額を増やせば目的外使用が増える可能性も考えられます。

〈事務局〉

資料7の「オンライン学習通信費の取り扱いについて」の項目3に国が示した実費負担の考え方や、確認方法の例がありますが、モバイルルーター等の通信機器の購入やレンタル費など整備費はその事実が確認できる書類を、通信費は、申請時に契約内容がわかるものを提出いただくことで確認できると考えています。

〈委員〉

既に環境が整っている家庭に通信費1万円を補助するということですか。

〈事務局〉

これは国が示した金額で、この金額を準用すると年額上限1万円となります。

〈会長〉

前回の委員会で、どのくらいの家がどの程度利用するのか、「頻度」に関する御意見があったと思います。家で全く使わないのに通信費を補助することはいかがかと思います。タブレットを使ってほぼ毎日宿題などをさせるようであれば通信費補助の必要性があると思いますが、どの程度の頻度となるかは導入されたばかりで不明です。次年度以降の活用による気もしますが、いかがですか。

〈事務局〉

導入が始まって、まずは学校において使用することを考えていますが、今後、1人1台端末が整ってこれを貸し出すことになれば、家庭に通信環境がないと端末があるだけとなってしまいます。就学援助世帯への通信費助成もですが、就学援助世帯以外の家庭に通信環境を整えてもらう必要があると考えています。

A I ドリルの活用について、各学校が家庭学習、宿題のような形をとる場合、

全ての家庭に通信環境が整っていないと家庭によって差が生じるため、一律に課題を出すことが難しく、通信環境など条件を整え、将来的に実施したいと考えています。今年度は各学校において活用し、IDやパスワードの取得が終り、家に通信環境があれば、学校の課題や宿題ではなく、学習の延長として家庭で子どもが自らアクセスしてドリルに触れることが可能になります。

〈委員〉

今は教育課程のプラスアルファでA Iドリルがありますが、将来的にはその学校の教育計画の中に組み込まれ、家で宿題が当たり前になると思います。

今は、家庭でできる人だけA Iドリルをすとなれば学力は二極化していきます。オンライン学習はいいものだと思いますが、その部分はこれから検討すべきであり、難しいですね。

〈会長〉

就学援助で年額1万円を補助する場合、今年自費で整備した家庭に、来年、援助が導入されたとき、遡って援助することは可能ですか。

〈事務局〉

基本的に就学援助は申請した月からになります。5月に申請されたら5月から対象になります。受付は翌年度分を毎年2月、3月から受け付け、4月から1年間分の就学援助が出る形になります。

〈会長〉

オンライン学習に早く対応しようと今年整備した家庭は、整備費の支援を受け取れないが、来年対象になれば通信費の支援を受けることができ、オンライン学習が始まるまで整備しなかった家庭は、整備費も通信費も受け取ることができるというのは不公平感があります。

〈事務局〉

今年度、就学援助世帯で通信環境が整っていない家庭を対象に、希望制でケーブルインターネットによる通信環境の申し込みをいただき、環境を整え、その整備費と3月末までの通信費の補助をしています。今年度早めに整備をされる方はこの援助を受けることができますが、就学援助世帯であっても各家庭で既に取り付けられたものは援助ができません。各家庭の事情により通信環境整備を整えられない場合もあるかと思いますが、A Iドリルを学校で使っていくことを伝えれば関心が高まるかもしれません。今後、家庭での使用の有無がわからなければ環境整備しないままという可能性もありますので、ICTを活用した学習について家庭に御理解をいただき、環境整備に御協力をいただこうと考えています。

〈委員〉

今の説明で、今後の使用の有無がわからないという表現がありましたが、今月から動き始め運用なども検討されると思いますが、市の教育方針として使用することは確実なのですか。

〈委員〉

どのくらいのスピードで行われるのかは未定ですか。

導入後、うまくいかなかった場合に来年度使わないという可能性がありますか。

〈事務局〉

使用することは確実に、後者の方は考えておりません。活用のスピードや活用の範囲について検討が必要だと考えています。

〈委員〉

来年度4月からの小・中学校の運用基準が決められない要因は何ですか。

〈事務局〉

学校では、導入後、各学校での研修を積み、児童・生徒に活用していくよう準備を進めていますが、家庭学習に関しては、広げたい思いと、環境が整わないこと、またそのアナウンスが難しいジレンマがあります。

〈委員〉

保護者側の受け止めはどうか。どのような認識が把握されていますか。

〈事務局〉

今後学校を通じて保護者にこのドリルの活用や導入の説明を行っていく予定で、まだ具体的にAIドリルの使い方について説明していません。10月以降、各学校を通じ、保護者へ御案内しようと考えています。

〈委員〉

このシステムを上手に使用すれば塾などに行かずに学習でき、そうなるを使う子と使わない子、塾に行く子と行かない子もありますが、学力差が開くかもしれません。原因はAI環境が整っていないためで、その対象者をどう整理すべきか、環境整備しないことは関知しないとされるのか。

〈委員〉

今、ほとんどのお宅が賃貸住宅も含めてケーブルに入っています。使用の有無はわかりませんが、厳密に調査するとスムーズに行くことも考えられますが。

学校や保護者、PTAに全戸調査をお願いするのは負担が多くなりますが、いろんな手法があると思います。

やる子、やらない子の格差がますます生じるのは気になります。

〈委員〉

子どもが小学校高学年のとき、宿題にパソコンで調べる宿題が出され、環境が整っている家、整っていない家があるのになぜこんな宿題が出るのか疑問でした。今の説明や資料を読むとすごくいいものだから絶対やらせようと思いますが、結局保護者の心をどう動かすかが一番大事ではないかと思います。ケーブルなど多くの家庭が加入されているのなら気持ちは同じだと思います。学校は、親へ良いものを導入することを訴え、説得するべきだと思います。参観日や研修会は保護者の出席率がとても悪いので、対面で実際のもので示して、いいものであることを多くの保護者に説明すれば普及率は上がると思います。

〈委員〉

コロナ禍でないならPTA総会などで業者や指導主事から保護者に説明することも考えられますが。

〈会長〉

今後、宿題で使うときはアカウントを各児童が持つことになるのでしょうか。

〈委員〉

小学校の場合は学校に配備されているタブレットで必要な時に授業で活用していますが、ドリルをする場合は一人ずつIDとパスワードが必要です。そのID、パスワードが高学年であれば大事なものと理解できますが、1、2年生は他人に見せてはいけない、落としたりいけないことがわかりませんので、12月の保護者会、個人懇談のときにID、パスワードを保護者へお渡しし、家庭で管理していただいて、各家庭で学習してもらう予定にしています。学校で使用する場合は、アカウントの配布と回収をするよう、職員間で共通理解を図り、行っています。

〈委員〉

オンライン学習は便利ですがリスクもあります。

〈会長〉

定期的に親がパスワードを変えると、子どもにもその都度伝えることが大変です。また、小学1、2年生に理解できるかということもあります。アカウントの重要性を理解してもらえればいいなと思います。

〈委員〉

Wi-Fiやセルラー方式だったら整備せずにできますよね。

〈委員〉

環境状況を変える方法はいろいろありますが、考え方を変えることが一番難しいと思います。少し前までは携帯やテレビを長時間見ると目が悪くなると言われていましたが、もう何年後には、タブレットを使いなさいと言うようになるのだと思うと、目はどうなったのかと思ってしまいます。みんな時代に流されてしまう部分はあるかもしれませんが、考え方が反対になるような中で、利用する人や保護者の理解を求めることは一番難しいことだと思います。

〈会長〉

保護者からタブレットを使い始めたことで、自分の家では使いたくないという意見や、環境が整ってないから宿題にしないで欲しいという要望はありますか。

〈委員〉

授業の一環としてサポート的に使うレベルなので、まだ意見は出ていません。

〈委員〉

就学援助の家庭は2割ですが、環境整備の割合、実数は誰もわからないと思います。今回コロナで学校が臨時休業になり、それぞれの学校でZoomでの対面授業を行うかもしれないという中で各家庭宛に調査をしました。就学援助ではない家庭で何割が対応できるのか考えると、1万円は大きく、家計の助けになると思いますが、調査はできません。

〈委員〉

就学援助の家庭にピンポイントで調査を行うことはできないので、全体に発信するしかないと思います。たとえば今のWi-Fiとかネット上の環境はどうされていますかというように集めるしかないと思います。

〈委員〉

可能性として、来年の申請書にインターネット環境が整っていますかという文言を入れれば就学援助を申請する人の回答は得られ、ある程度はわかります。

〈委員〉

以前アンケートは全校で行われています。

〈委員〉

7割、8割の家庭に環境が整っているという回答だとしても、保護者がスマホを持っていけば見ることもできても、保護者がいなければ子どもたちは学習ができないケースもあります。また、スマホの小さい画面で学習が可能かということもあります。市教委の基本的な考えは、1人1台のタブレットが今年度末までに整備され、来年度以降はタブレットを全ての子どもたちに持ち帰らせてでも学習することを進めるということですか。

〈事務局〉

思いはそうです。

〈委員〉

家庭で使用できるように環境を整えるため、区分1の世帯には国の補助の上限額1万円を補助し、通信費をケーブルなら月3千円のうちの2千円を補助したいという提案ですか。

〈事務局〉

前者の方はそうです。

〈委員〉

私の家ではネット環境が私のスマホしかありません。ケーブルもなくテレビも地上波の5局のみが入る状況ですが、この携帯のギガがあればWi-Fiの代わりになってタブレットを見ることができると知りました。こういうことを、色々な所で広める必要があると思います。こういうことを踏まえて、どのくらい家庭が整っていないか、携帯、スマホを持たれてないかというのがわからない状況で本当に区分1の家庭に援助することがいいのかわかりません。

〈会長〉

次年度以降活用するアナウンスをまず保護者にしっかりしないといけないと思います。「やります。」と言わないと踏み出してくれない人もいると思います。

〈委員〉

今言われたように、確定した上でこの援助があるべきだと思います。行う思いだけではなく、そこを固めた上で援助の話になるのではないのでしょうか。

〈委員〉

今、安心メールの文書などはメールで送っていますが、将来的に教科書がタブレットに全部入れば、学校からの文書は紙ではなくなり、ランドセルが不要となり、タブレットだけを持ちかえるという時代の第一歩が今回のタブレットによる家庭学習かなと思います。

〈事務局〉

今回、国の補助で1万5千台を整備しますが、端末は5年くらいで使えなくなりますので、そのときは各家庭での負担を求めることも考えられます。教科書の代わりとして、それがどうなっていくかは見えてない状況です。また、今、全国的に端末不足で、今年中には入らない市町もあると言われていています。山口市は、3月末に入る予定です。

〈委員〉

各環境を各家庭に求めることもこれからは必要なのでしょうか。

〈事務局〉

まず各家庭に環境を整えてもらい、何年後かにこうなっていくという周知をしていく必要があると思います。保護者に学校に来られた時に使っていただき、必要なものと認識されたときに、初めていい方向にいくのかなと思います。

教育委員会等が教材として認め、家で宿題イコール授業とか、教育課程と一緒に認めることはすぐには難しく、それがいつできるのか、今はお示しできない状況です。この適正化検討委員会で将来的なことを踏まえてオンラインの検証をしていただきたいのですが、来年度から必要であるとか、国の状況を見て少し先でもよいのではないかなど意見をいただければと思います。

〈委員〉

ではこの回で、来年度から1万円ずつ出しましょうと提言を出して認められれば、それはもう予算に組み込まれていくということですか。

〈事務局〉

予算は調整していくことになります。環境が整わないのに予算を組んでも、使うことがなかったとなると、なんのための支援なのかということになるので、提言としては付帯や条件が必要かと思います。

〈委員〉

環境を整えるためには援助が必要だからと先に支援を決めることで姿勢が示されることになるのかとも思います。教育委員会や学校の取り組みとしてなかなか進まなければ、援助はあったけど実態は伴わないようなずれが起きるかもしれませんが、環境を整える方が先だという理念を持ってここで決めること自体は悪くないのかと思いますが判断がつきません。

〈会長〉

環境を整えてもらうことが役に立たないことはありませんし、これを機にと考える保護者の方もいると思います。そういう援助を先に考えてもいいかどうかです。いつ本格導入されるかわからないところが気になります。来年からの実施

であれば中学2年生のお子さんがある家庭なら中3に向けて勉強させようと整備されると思いますが、再来年の実施であれば卒業されるからと判断に迷う人もいるのではと思いました。来年度か再来年度かと言われるほうが、整備する人が増えるかなと思います。見通しがつかないと、家では使わないかもしれないとか、高校のときに使うかもしれないから整備しようとする人があるかもしれませんが、ギリギリまで考える人は一定数いると思います。これから小学校に入学という子供たちはどう準備すればいいのか、幼稚園の子はどう考えるのかなと思います。

〈委員〉

タブレットがどういう活用かわからないと決まらないことが多いと思います。サポート的なものか、授業の一環として教室での使用とするのか、各家庭に一台必要になるタイミングがいつかわからない状態です。教科書のような扱いであれば補助金はもちろん必要だと思いますが、金額を決めても実際やってもない状態で、金額が高い低いと言えないと思います。実際活用する中で御意見をいただいて変更していくとしかできないと思いますので、最初のスタートっていうのは事務局側の考えでいいと思います。オンラインに対する補助というのはもちろん賛成で、必要になってくるものと保護者感覚でも思っています。

また、初めに資料1から9まで話された中で資料1、2、3については資料を見て検討して欲しいと言われましたが、どう検討すればいいのでしょうか。

〈事務局〉

資料1は、一番右側の欄に実際に山口市が支給している就学援助費の額を、その左側の欄は保護者の負担分を示しています。学校の調査になりますので、学校徴収金以外の欄については、各家庭によって乖離があるかもしれません。

資料2は国の調査の額を、資料3は県内各市の支給額をお示ししています。これらを基に、山口市の学用品費等の現状支給額が妥当かを御検証いただければと思っています。

〈委員〉

特に高いと言えない額ですね。実際援助を受けている方が全然足りない、就学が大変ですというような意見や、逆に就学援助を受けていない人から支給し過ぎではないかという意見はないのですか。

〈事務局〉

意見としてはありません。

〈委員〉

意見がないのであれば、問題がないと考えてもよいのではないのでしょうか。

〈会長〉

平成29年の話し合いで、制服の買い替えについて、1年生で買った制服を6年間は着ることができないので、4年生あたりで必要な費用に関してはプラスアルファを設けてはどうかという意見がありました。

〈事務局〉

前回の提言書では、具体的な提言ということで、支給品目の支給額の妥当性についてはおおむね妥当、新入学学用品費や修学旅行費、校外活動費については国の予算単価を準用されてはどうかということで、以降は国の予算単価を準用し、毎年国が改正をすればその都度改正をしています。会長が言われた制服の買い替えは、その他の留意点として、支援を検討してはと御提言をいただいております。

〈委員〉

この資料3の一覧に卒業アルバムがあり、岩国市だけが実費を補助しています。高いものだと思いますが、ほとんどの子は買いますから、山口市も卒業アルバムを追加してはどうでしょうか。

〈会長〉

平成29年の検討委員会では、3区分のうち比較的収入が高い方たちが多い区分3をなくして、その分を他の区分に充てられないかという議論がありました。区分3は山口市しかなく、他市町は大体区分1にあたる場所のみで、区分3を廃止する代わりに区分1の人に制服代や卒業アルバム代として振り分けるようにと提言することもできます。

〈委員〉

今まで援助が受け取れていた人が対象外になると大ブーイングが起ころうですが、何かを変えるときは覚悟して行う必要があります、難しいですね。

〈委員〉

卒業アルバムは、全員当然買うものという認識がありました。

〈委員〉

中には買わない人もいます。卒業アルバムに写真を写さないでほしいという家もあります。成人式や同窓会などで卒業アルバムを見ることもあるので、みんなに買ってあげたいと思いますが、結構高いものです。人数が多い学校は5、6千円くらいですが、人数が少ない学校は割高になります。

〈委員〉

区分3を仮になくすと、手厚くなる分、山口市の認定率は下がりますね。

〈委員〉

区分を変えるときは基準も見直すべきです。生活保護基準を最新版にし、併せて今までどおり補助ができるように倍率を検討する必要があると思います。

〈事務局〉

区分を変えると、今まで受けられていた方が受けられなくなるなど、幅が狭くなると色々意見も出てくるかと思うので、両方を考えながら検討することが必要かと思えます。

〈委員〉

苦情が出るからと言っていたら、何も変えることはできません。ある程度、水準を考えた上で切り替えていかなければいけない時期かもしれません。

〈会長〉

区分を変えることで、浮いた予算を他に回すというアイデアも考えられ、このことで福祉が縮小したとは言えない気がします、他の困っている人に渡すという分にはいいかなと思います。

〈委員〉

今の話を伺っていると、何を増やしていくかをはっきりさせ、増やすだけということが難しいのであれば、何かを削ることも必要です。保護基準額の変更や、区分3の廃止とその予算分をどう扱うかという流れになると思います。

今回の検討で、通信費の件と具体的に意見のあったアルバムなど項目を絞って増やしたいものがありますが、その部分だけを提言として盛り込んでよいのか、それとも、盛る事だけではよくないという話になるのでしょうか。また、制服の話も前回からの宿題になっており、その話は今回決める必要がありますか。

〈委員〉

白石は制服がなく自由服です。体操服は決められていますが、そういった対応はどうなりますか。白石小以外では、大殿小と附属中が私服です。

〈委員〉

制服はやはり負担ですか。

〈委員〉

正直言うと、私服のほうが負担です。制服だと、初期投資だけで、選んだり買ったりということがなくていいです。

〈委員〉

市内で公共交通機関を利用し、通学費がかかる小・中学生がいます。通学費を実費で認めている市がありますが、山口市は通学費の支援はないのですか。

〈委員〉

教育総務課が、就学援助とは別に学校の統廃合の関係でスクールバスの運行や、路線バスを使う子どもへの定期券助成をしています。生雲については3キロ以上あるお子さんについて昨年度から検討の動きがあったと思います。

〈会長〉

次回検討委員会では、提言書(案)を御提示いただくこととなりますが。

〈事務局〉

オンライン通信費の補助については、家庭学習で正規に活用していくと確定されていない状況なので、まずはそれを決めてからという御意見がありました。また、確定されれば、援助は必要だという御意見もありましたので、活用方針が決まったときには支援をする、その際には国の基準を準用するなどを決めていただき、提言書に組み込みたいと思います。

〈会長〉

今後は保護者への周知徹底を図り、援助の時期は不明だけど、対応する形で補助をするということはどうでしょうか。その補助額は国の額の提示がされていますが、検討委員会ではこの額以上の補助等も考えた方がいいのでしょうか。

〈事務局〉

国の基準を使うか、資料8でお示した各社の月額の通信料を参考に金額の設定をするか、御意見をいただきたいです。

〈会長〉

通信費の補助対象をどこまでを対象とすべきか。オンライン通信費を学用品費としてとらえるのであれば区分1までなのかと思いますが。

〈委員〉

そういう考え方が妥当かなと思います。

〈会長〉

区分1を対象とし、金額は現段階で国の基準額とし、今後は卒業アルバムなど何らかの項目を補助することや、区分3の見直しを行うことが考えられるというように感じのまとめ方になると思います。区分1の方に補助で整備されるように強制ではなくお願いという形で提言に盛り込んでいただき、次回、文字になったものを見て、再度検討し修正できればと思います。

〈事務局〉

次回3回目では、学用品費等は概ね妥当、オンライン学習の通信費についてはその活用方法が確立され、保護者へしっかり周知した後、真に支援が必要な世帯に対して国の補助基準を準用して支援をする、その他、制服の買い替えと、今回検証項目ではありませんが、今後、認定基準や基準額の見直しをしたらどうか、という内容で提言書の案をお示しさせていただこうと思います。

〈会長〉

では、議題を終了させていただきます。様々な御意見があり、今回の協議内容を踏まえてこれを事務局側に提言書（案）としてまとめていただき、次回3回目の検討委員会で修正していきたいと思います。

〈事務局〉

第3回検討委員会は、提言書を11月下旬に御提出いただくスケジュールを踏まえ、10月29日（木）の10時からの開催といたします。開催案内は後日郵送で御案内いたしますので、御出席についてよろしく願いいたします。

また、会議資料につきましては、会議の1週間くらい前を目途にお送りいたしますので、御対応をお願いいたします。

以上で、第2回山口市就学援助制度適正化検討委員会を終了いたします。

長時間の御審議、ありがとうございました。

| | |
|---------------|--|
| <p>会議資料</p> | <p>第2回山口市就学援助制度適正化検討委員会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・【資料1】保護者負担額調 ・【資料2】H30子供の学習費調査（文部科学省） ・【資料3】県内各市の就学援助支給品目等一覧表 ・【資料4】AIドリルパンフレット ・【資料5】ドリルの活用について ・【資料6】令和2年度要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）予算単価及び国庫補助限度単価 ・【資料7】要保護児童生徒援助費補助金交付要綱における学習通信費の取り扱いについて ・【資料8】オンライン通信費各社比較 ・【資料9】県内各市の認定基準一覧表 |
| <p>問い合わせ先</p> | <p>山口市教育委員会 学校教育課 学務担当 TEL 083-934-2862</p> |